

マージン率の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率について公開します。

対象期間：2024年6月1日～2025年5月31日

事業所名称	本社
事業所の所在地	東京都千代田区東神田 1 - 7 - 8

マージン率の平均 ※小数点第2位以下を四捨五入	8.7 %
-------------------------	-------

・マージン率とは

派遣先が派遣会社へ支払う料金から、派遣会社が労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

社会保険料、労働保険料、健康診断費用、教育訓練費、
労働者派遣事業の運営に係る費用（人件費・設備費等）、有給休暇費用、採用に係る費用等